三 監 第 5 4 号 平成 2 7 年 6 月 2 6 日



三田市監査委員 永徳 克己

同 家代岡 桂子

住民監査請求監査の結果について (通知)

平成27年4月28日付で収受しました地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第4項の規定により標記監査を実施しましたので、この結果を別添のとおり通知します。

住民監査請求監査の結果について

第1 請求人の住所・氏名

1 請求人



第2 請求の要旨

請求人からの請求の要旨については、下記のとおりと解しました。

1 請求の理由

三田市鳥獣被害対策実施隊設置規則(以下「本件実施隊設置規則」という。)及びこれを補完する三田市鳥獣被害対策実施隊猟犬使用に係る報償金支給要綱(以下「本件実施隊猟犬使用報償金支給要綱」という。)に基づく報償金並びに三田市鳥獣被害対策実施隊設置規則施行要綱(以下「本件実施隊設置規則施行要綱」という。)に基づく報酬の支払について監査請求するものである。

(1) 本件実施隊猟犬使用報償金支給要綱に基づく報償金に係る主張 三田市では、平成25年度、平成26年度において、 会員の申請により人選を行い、三田市職員として鳥獣被害対策活動が行われた。

鳥獣被害対策活動は、檻及び罠で行う猟と、猟銃を使用して行う猟がある。 猟銃を使用して行う鳥獣被害対策活動においては、被害にあわれた地区か らの被害申請により現地調査を十分に行い、鳥獣被害対策活動をしていると 思われる。

猟銃による鳥獣被害対策活動は、被害を起こしている原因を特定し、猪なのか、鹿なのか、また他の動物なのかを見極め、原因が捕獲許可の出ている猪、鹿であれば、どこから出て来るのか、どこへ帰っていくのか、寝屋を特定し、追い立てて、マチ場にかけて猟銃で射止めるものであり、追い立てる手段としては、通常は猟犬を山に放して、寝ている猪、鹿を追わせることとなる。

犬の登録、狂犬病の予防注射は、必ず行わなければならないものであり、

狩猟行為を行うために、猟犬を野山に放しても良いが、犬の登録、狂犬病の 予防注射は当然受けなければならない。

しかし、三田市農業振興課(以下「農業振興課」という。)では、平成25年度、平成26年度の鳥獣被害対策活動において、犬の登録、狂犬病の予防注射を受けている犬なのか否かを確かめることなく鳥獣被害対策活動を行っている。

狂犬病は、日本での発症例はあまりないが、外来生物や渡り鳥等から感染する危険があり、狂犬病は、発症すると治療法がなく、とても危険な病気である。

三田市職員であり、里山の番人でもある鳥獣被害対策実施隊員が野山に猟犬を放すためには、犬の登録、狂犬病の予防注射は当然受けなければならないことであり、その確認を怠り鳥獣被害対策活動に就かせることは、決して許されることではない。

確認や聞き取りも無く、三田市の税金から、三田市長が平成26年度の本件実施隊猟犬使用報償金支給要綱に基づく報償金として鳥獣被害対策活動に使用した猟犬の所有者5名(以下「本件猟犬所有者5名」という。)に対して、1回3,000円で延80回分、計240,000円を支払されている。

今回の違法行為の中で、確認がなければ税金から本件実施隊猟犬使用報償金支給要綱に基づく報償金が支払されることはあってはならない。

一度返金を行って、確認し再度検討すべきである。

(2) 本件実施隊設置規則施行要綱に基づく報酬に係る主張

鳥獣被害対策活動が実施された場合には、三田市鳥獣被害対策実施隊活動報告書(以下「本件活動報告書」という。)により報告することとなっていることから、平成25年度の鳥獣被害対策活動に係る本件活動報告書の開示請求を行ったところ、平成25年10月31日に三田市内のゴルフ場において実施された鳥獣被害対策活動(以下「本件鳥獣被害対策活動」という。)に係る本件活動報告書が存在せず、平成25年10月の鳥獣被害対策活動は27日で終了となっていた。

本件活動報告書は公文書であり誤った報告は許されない。

本件鳥獣被害対策活動を実施された方は体を使って鳥獣被害対策活動に協力されたが、本件活動報告書がないことから、本件実施隊設置規則施行要綱に基づく報酬が支払されていない。

また、本件実施隊設置規則施行要綱に基づく報酬が支払されなくても、銃猟を行うハンターは全員、猟銃の使用実績管理帳に記載しなければなりません。

使用目的が、被害申請のあった場所で、農業振興課より出動要請があった

のか、また、ゴルフ場の中での鳥獣被害対策活動を認めているのか否か。

猟銃の使用実績があれば活動したことになり、その目的が鳥獣被害対策活動でなければ、不正使用となり銃刀法違反や狩猟法違反等が発生する。

事実を確かめしかるべき対応をとっていただき、本件鳥獣被害対策活動を 実施された銃猟班7名(以下「本件銃猟班7名」という。)に対して、本件 実施隊設置規則施行要綱に基づく報酬を支給するべきである。

2 請求する措置

- (1) 本件実施隊猟犬使用報償金支給要綱に基づく報償金に係る主張 三田市長は、平成26年度の本件実施隊猟犬使用報償金支給要綱に基づく 報償金として、本件猟犬所有者5名に対して支払された1回3,000円で 延80回分、計240,000円について、本件猟犬所有者5名に対してこ の全額を返還するよう求める。
- (2) 本件実施隊設置規則施行要綱に基づく報酬に係る主張 三田市長は、本件銃猟班7名に対して1回2,200円で7名分、計15, 400円を支払するよう求める。

また、人間の命を奪う危険な銃を不法に持ち運びすることは、公安委員会が厳しく指導されていることから、法令遵守を無視した行動は厳重処罰を受けるべきである。

第3 請求の受理

平成27年4月28日付で収受した「三田市住民監査請求書」(以下、「本件措置請求書」という。)による住民監査請求(以下「本件監査請求」という。)については、監査委員会議において審査した結果、一部について疑義があるものの、これは監査の過程において明らかになるものと解し、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条に規定する要件を具備しているものとして、同年5月7日付でこれを受理しました。

また、法242条第1項において、住民監査請求において添付しなければならないこととされている事実を証する書面として、請求人から下記の書面が提出されました。

・ 公文書公開決定通知書(平成27年4月17日付 三農71号の2(三田市鳥獣被害対策実施隊猟犬・研修員報償支払明細書を含む。))

第4 監査の実施

本件監査請求に係る監査は、下記のとおり実施しました。

監査の対象部署
経済環境部農業振興課

2 監査の期間

平成27年5月7日から同年6月22日まで

- 3 監査の実施方法
 - (1) 請求人からの陳述の聴取等

法第242条第6項に規定する請求人からの証拠の提出及び陳述の聴取を 平成27年5月21日に実施しましたところ、請求人全員が出席され、陳述 されました。

(2) 関係職員からの陳述の聴取等

法第242条第7項に規定する関係職員からの陳述の聴取を平成27年5月21日に実施しましたところ、経済環境部農業振興課副課長、同課係長及び同課担当係長が出席され、陳述されました。

また、「説明書」と題する書面(以下「説明書」という。)が平成27年5月18日に提出されました。

4 監查対象

請求人からの本件措置請求書及び請求人からの陳述の内容から、本件監査請求は、下記の2点を監査対象としました。

(1) 本件実施隊猟犬使用報償金支給要綱に基づく報償金に係る主張

本件監査請求は、三田市長が平成26年度の本件実施隊猟犬使用報償金支給要綱に基づく報償金として、本件猟犬所有者5名に対して支払された1回3,000円で延80回分、計240,000円について、この支払の対象となっている猟犬が狂犬病予防法に基づく登録及び予防注射を受けているか否かの確認を怠り鳥獣被害対策活動に就かせたことが決して許されることではないことから、三田市長は本件猟犬所有者5名に対してこの全額を返還するよう求めるものであると解し、これを監査対象としました。

(2) 本件実施隊設置規則施行要綱に基づく報酬に係る主張

本件監査請求は、本件鳥獣被害対策活動に対する本件実施隊設置規則施行要綱に基づく報酬が支払されていないことから、三田市長は本件銃猟班7名に対して1回2,200円で7名分、計15,400円を支払するよう求めるものであるとともに、人間の命を奪う危険な銃を不法に持ち運びすることは、公安委員会が厳しく指導されていることから、法令遵守を無視した行動は厳重処罰を受けるべきであると主張するものであると解し、これを監査対象としました。

第5 監査の結果

本件監査請求について、法第242条第8項の規定により監査委員会議において協議した結果、下記のとおり結論を得ました。

1 事実確認

監査対象に係る事実について、請求人からの本件措置請求書及び陳述の内容、 関係職員からの説明書及び陳述の内容並びにこれらに係る法令の規定等に基づ き、次のとおり確認しました。

- (1) 本件実施隊設置規則及び本件実施隊猟犬使用報償金支給要綱の規定 平成26年度の鳥獣被害対策活動に係る本件実施隊設置規則及び本件実施 隊猟犬使用報償金支給要綱における服務等に係る規定は、下記のとおりとな っていました。
 - ア 本件実施隊設置規則の規定

(服務)

- 第8条 隊員は、法令、条例、規則等のほか、次に掲げる事項を遵守するとともに、常に職務を誠実かつ公正に遂行しなければならない。
 - (1) 隊長の指揮監督を受け、その命令に従うこと。
 - (2) その職の信用を傷つけ、又は市の不名誉となる行為を行わないこと。
 - (3) 職務上知り得た秘密を第三者に漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。

(分限)

- 第9条 市長は、第2号隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。
 - (1) 自己の都合により解任を申し出たとき。
 - (2) 第2号隊員としての資格を失ったとき。
 - (3) 前条の規定に反する行為が行われたとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が第2号隊員としての適格性を欠くと認めたとき。
- イ 本件実施隊猟犬使用報償金支給要綱の規定

(服務)

- 第6条 登録犬の所有者は、法令、条例、規則等のほか、次に掲げる事項 を遵守しなければならない。
 - (1) 隊長又は班長の指揮監督を受け、その命令に従うこと。
 - (2) その職の信用を傷つけ、又は市の不名誉となる行為を行わないこと。
 - (3) 職務上知り得た秘密を第三者に漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。

(登録解除)

- 第7条 市長は、登録犬の所有者が次の各号のいずれかに該当するときは、 登録を解除することができる。
 - (1) 自己の都合により登録解除を申し出たとき。

- (2) 登録資格を失ったとき。
- (3) 前条の規定に反する行為が行われたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適格性を欠くと認めたとき。
- (2) 狂犬病予防法の規定

狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)における犬の登録及び狂犬病の予防注射に係る規定は、下記のとおりとなっていました。

(登録)

- 第四条 犬の所有者は、犬を取得した日(生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日)から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。
- 2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その 大の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。
- 3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬の所有者は、犬が死亡したとき又は犬の所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地(犬の所在地を変更したときにあつては、その犬の新所在地)を管轄する市町村長に届け出なければならない。
- 5 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について所有者の変更 があつたときは、新所有者は、三十日以内に、厚生労働省令の定めると ころにより、その犬の所在地を管轄する市町村長に届け出なければなら ない。
- 6 前各項に定めるもののほか、犬の登録及び鑑札の交付に関して必要な 事項は、政令で定める。

(予防注射)

- 第五条 犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。)は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂 犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければならない。
- 2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬 の所有者に注射済票を交付しなければならない。
- 3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかなければならない
- (3) 本件実施隊猟犬使用報償金支給要綱に基づく報償金の支払状況

本件実施隊猟犬使用報償金支給要綱に基づく報償金の支払状況は、下記のとおりとなっていました。

また、これらの支払について本件活動報告書と照合した結果、一致していました。

(単位:円)

活動月		支 払 日	猟 犬 所 有 者					
			А	В	С	D	E	計
4	月	H26.5.30	3,000	0	3,000	6,000	3,000	15,000
5	月	H26.6.30	9,000	12,000	15,000	15,000	15,000	66,000
6	月	H26.7.31	6,000	3,000	21,000	3,000	9,000	42,000
7	月	H26.8.29	0	9,000	12,000	3,000	0	24,000
8	月	H26.9.30	3,000	6,000	9,000	0	0	18,000
9	月	H26.10.31	12,000	0	12,000	12,000	0	36,000
10	月	H26.11.28	9,000	0	15,000	12,000	3,000	39,000
合		計	42,000	30,000	87,000	51,000	30,000	240,000

(4) 狂犬病の予防注射の状況

本件実施隊猟犬使用報償金支給要綱に基づく報償金の支払対象となった猟犬の狂犬病の予防注射の状況については、関係職員から「本件猟犬所有者5名に確認した結果、14頭のうちの12頭は狂犬病の予防注射を受けていると確認した。なお、残りの2頭は狂犬病の予防注射を受けていない猟犬となるが、銃猟班の鳥獣被害対策活動においては、狂犬病の予防注射を受けている猟犬と同様の活動をしている。」との説明を受けました。

また、関係職員から「三田市鳥獣被害対策実施隊猟犬の登録期間は年度単位であることから、毎年度、登録申請が必要である。また、この登録について、平成27年度からは、狂犬病予防法に基づく登録及び狂犬病の予防注射を受けていることを要件としている。」との説明を受けました。

2 判 断

法第242条に規定する住民監査請求の制度の1つの目的は、「地方財務行政の適正な運営を確保すること」(昭和51年(行ツ)第120号 愛知県に代位して行う損害賠償 昭和53年3月30日 最高裁判所第一小法廷判決民集第32巻2号485頁)、すなわち、「普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保すること」とされています(昭和57年(行ツ)第164号 町有財産売却処分違法確認等及び共同訴訟参加 昭和62年2月20日 最高裁判所第二小法廷判決 民集第41巻1号122頁)。したがって、住民監査請求は、行政全般の違法・不当を防止・是正するための制度

ではなく、「普通地方公共団体の事務の管理、出納その他の事務の一般的状況を明らかにすること」を目的とするのは、事務監査請求(法第75条)とされています(昭和35年(オ)第992号 県有財産不当処分禁止請求 昭和38年3月12日 最高裁判所第三小法廷判決 民集第17巻2号318頁)。

また、住民監査請求の制度のもう1つの目的は、違法・不当な財務会計上の 行為又は怠る事実により、「地方公共団体が被った損害の回復又は被るおそれ のある損害の予防」とされています(昭和52年(行ツ)第128号 住民訴 訟 昭和57年7月13日 最高裁判所第三小法廷判決 民集第36巻6号9 70頁)。

したがって、住民監査請求の対象は、前者の目的から、財務的処理を直接の目的とする財務的事項(財務会計上の行為)に限定されているとともに、後者の目的から、地方自治体に財産上の積極的損害又は消極的損害を与える若しくは、そのおそれ(可能性)があるものに限定されています。

すなわち、住民監査請求の対象となるためには、財務的処理を直接の目的とし、その行為又は事実の直接的かつ本来的な効果として地方自治体に財産的損害を与える可能性があることが必要であるとされています。

これらを踏まえて、下記のとおり判断しました。

(1) 本件実施隊猟犬使用報償金支給要綱に基づく報償金に係る主張

本件職員措置請求における本件実施隊猟犬使用報償金支給要綱に基づく報償金に係る主張については、下記のとおり、狂犬病の予防注射を受けていない猟犬に係る本件実施隊猟犬使用報償金支給要綱に基づく報償金の支払については、違法又は不当な支出である可能性が非常に高いものであると判断しましたが、これにより、三田市に損害が生じたと判断することができませんでした。

ア 支払に対する判断

本件実施隊猟犬使用報償金支給要綱に基づく報償金については、報償費として支払されているところ、報償費とは、役務の提供等に対する純粋な謝礼又はいわゆる報償的意味の強い経費、すなわち、役務の提供や施設の利用等によって受けた利益に対する代償を支出するものとされていることから、これらの支払について本件活動報告書と照合した結果、一致していました。

しかし、狂犬病予防法においては、犬の所有者に犬を登録し、狂犬病の 予防注射を受けさせることを義務付けているところ、本件実施隊猟犬使用 報償金支給要綱に基づく報償金の支払対象となった14頭の猟犬のうち、 2頭の猟犬については、狂犬病の予防注射を受けていませんでした。

これを本件実施隊設置規則及び本件実施隊猟犬使用報償金支給要綱の規

定に照らすと、狂犬病の予防注射を受けていない猟犬の所有者は本件実施 隊設置規則第9条に基づく解任、また、狂犬病の予防注射を受けていない 猟犬は本件実施隊猟犬使用報償金支給要綱第7条に基づく登録の解除に該 当する可能性が非常に高いものであると判断しました。

また、三田市鳥獣被害対策実施隊猟犬の登録について、平成27年度からは、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病の予防注射を受けていることを要件としていることからすると、この事実が事前に判明していた場合には、狂犬病の予防注射を受けていない猟犬は三田市鳥獣被害対策実施隊猟犬として登録されていなかった可能性が非常に高いものであると判断しました。

以上のことから、狂犬病の予防注射を受けていない猟犬に係る本件実施 隊猟犬使用報償金支給要綱に基づく報償金の支払については、違法又は不 当な支出である可能性が非常に高いものであると判断しました。

イ 損害に対する判断

狂犬病の予防注射を受けていない猟犬に係る本件実施隊猟犬使用報償金支給要綱に基づく報償金の支払については、違法又は不当な支出である可能性が非常に高いものであると判断したところですが、この判断が、直ちに、三田市に財産的損害を与えているとの判断につながるものではありません。

まず、鳥獣被害対策実施隊の銃猟班の鳥獣被害対策活動において猟犬は必要不可欠なものであるところ、関係職員から「狂犬病の予防注射を受けていない猟犬についても、銃猟班の鳥獣被害対策活動においては、狂犬病の予防注射を受けている猟犬と同様の活動をしている。」との説明があったことからすると狂犬病の予防注射を受けていない猟犬についても、狂犬病の予防注射を受けている猟犬と同様の活動をしたものと判断しました。

また、職員の採用にあたり、欠格条項該当者であるにもかかわらず、これが明らかでなかったため採用した者について、後日、欠格条項該当者であることが明らかになった場合のこの間の給料については「その間の労務の提供があるので返還の必要はない。」とする行政実例(昭和41年3月31日 公務員課長決定)が示されています。

この行政実例に照らすと、狂犬病の予防注射を受けていない猟犬に係る本件実施隊猟犬使用報償金支給要綱に基づく報償金の支払については、これらが仮に違法又は不当な支出であったとしても、相応の役務の提供等がなされていることから、これらの返還の必要はないもの、換言すれば、三田市に財産的損害を与えていないものであると判断しました。

(2) 本件実施隊設置規則施行要綱に基づく報酬に係る主張

住民監査請求の対象は、地方自治体に財産上の積極的損害又は消極的損害を与える若しくは、そのおそれ(可能性)があるものに限定されているところ、請求人は、本件鳥獣被害対策活動に対する本件実施隊設置規則施行要綱に基づく報酬が支払されていないことから、三田市長はこれを支払するよう求めるとともに、人間の命を奪う危険な銃を不法に持ち運びすることは、公安委員会が厳しく指導されていることから、法令遵守を無視した行動は厳重処罰を受けるべきであるとの主張がなされていますが、これらの行為が三田市にどのような理由でどの程度の財産上の積極的損害又は消極的損害を与える若しくは、そのおそれ(可能性)があることとなるのか本件措置請求書において主張がなされておらず、また、請求人からの陳述においても主張がなされませんでした。

以上のことから、この主張は、住民監査請求の対象となるものではないと 判断しました。

3 結論

(1) 本件実施隊猟犬使用報償金支給要綱に基づく報償金に係る主張

本件職員措置請求における本件実施隊猟犬使用報償金支給要綱に基づく報償金に係る主張については、その一部について法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に当たる可能性が非常に高いものであると判断しましたが、三田市に財産的損害を与えていると判断することができませんでしたので、請求人が求める措置を講じる必要があると認めることができませんでした。

(2) 本件実施隊設置規則施行要綱に基づく報酬に係る主張

本件職員措置請求における本件実施隊設置規則施行要綱に基づく報酬に係る主張については、法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象となる要件を満たさないものであると判断しましたので、住民監査請求の対象と認めることができませんでした。

第6 市長に対する要望

1 鳥獣被害対策活動に係る法令遵守について

本件実施隊設置規則による三田市鳥獣被害対策実施隊(以下「本件実施隊」という。)は、三田市長から指名又は任命を受けたもので構成されており、三田市職員として鳥獣被害対策活動に従事する者であることから、他の三田市職員と同様に、法令遵守に取組まなければならないものであるところ、狂犬病予防法に違反する事案があったことは、誠に遺憾であると言わざるを得ません。

また、請求人からは「本件実施隊の隊員の中には、多くの猟犬を所有しているにもかかわらず、数匹しか狂犬病の予防注射を受けていない者がいるのでは

ないか。また、犬の判別は難しいことから、狂犬病の予防注射を受けていない 猟犬が使われてもわからないのではないか。」との旨の主張がなされました。

この主張については、狂犬病予防法第5条第3項において、犬の所有者は注 射済票をその犬に着けておかなければならないとされていることから、鳥獣被 害対策活動に際して、この注射済票を確認する等の対策を講じるよう要望しま す。

さらに、請求人からは「危険な銃を取扱う以上、法令遵守を無視した行動は 厳重処罰を受けるべきである。」との旨の主張がなされました。

事故等が発生しないよう、本件実施隊の隊員に対しても、法令遵守の徹底に向けた取組みを進められるよう要望します。